

同性カップルを含めた多様な家族形態の入居を可能とする
「公営住宅法」等の改正を求める意見書

多くの人が異性に対して感じるのと同じように、同性に対して恋愛感情や性的欲望を感じる人たち（同性愛者）は、様々な調査によると、社会の4%から10%存在するとされています。当然、夫婦や異性カップル同様、同性であるパートナーとの生活を営む人、希望する人も少なくありません。

しかし、同性愛者に対する社会の偏見は強く、さまざまな法律・制度には、その存在は全く考慮されてきませんでした。同性パートナーは、異性の夫婦に認められるあらゆる制度を適用されず、住宅入居時、入院時や緊急時にも「家族・親族」として扱われることが難しい状況です。

社会生活を営む上で、住居の確保は重要な問題です。少子高齢化とともに、家族形態やライフスタイルはすでに多様化しています。その多様なニーズに対応していくことは、同性愛者を含めた「誰もが」安心して住むことができるまちづくりに向けた緊急課題です。

2004年にはUR都市機構、大阪府においては2006年より住宅供給公社が、非親族間に対する入居を可能とする「ハウスシェアリング制度」を導入しています。しかし、公営住宅については、「公営住宅法」第二十三条等によって、親族間（婚姻予約者、事実婚者含む）以外の入居が制限され、自治体での対応は困難な状況にあります。

よって、国におかれては、同性カップルを含めた多様な家族形態・ライフスタイルのニーズに合った住居提供への道を開くべく、「公営住宅法」等関連法令における入居者資格の見直しを早急に検討、実施されることを強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年12月11日

大和高田市議会